

電子入札の利用者登録について

平成31年1月18日
登米市総務部総務課

本市では、入札に係る透明性・公平性・競争性の確保及び受発注者間の入札・契約業務の利便性の向上を図るため、電子入札を実施しています。

業務の適正化・効率化を一層推進するため、建設工事・建設コンサルタント業務については、次のとおり、電子入札へ完全移行しますのでお知らせします。

1 電子入札への完全移行について

建設工事、建設コンサルタント業務については、平成31年4月1日以降に入札執行する案件から電子入札へ完全移行します。

※紙入札は、原則、廃止されます。

2 電子入札の利用者登録について

電子入札システムを利用するためには、電子証明書（ICカード）の取得と、システム利用者登録が必要になります。

※電子証明書は、電子入札コアシステム対応民間認証局より購入してください。

※利用者登録は、市のホームページ「登米市電子入札ポータルサイト」→「電子入札システム」→「工事・コンサル」→「利用者登録」を選択し行ってください。

※利用者登録には、業者番号が必要です。業者番号は、登米市競争入札参加登録申請における承認通知書と同時に通知します。

3 紙入札について

電子入札対象案件において、電子入札利用者登録を行ったが、システムトラブル等のやむを得ない事情により、書面での入札参加へ切り換える場合は、「紙入札参加承諾願」を総務課契約係へ持参してください。

※利用者登録を行っていない場合は、紙入札は認められません。

◆別記様式（第2条関係）紙入札参加承諾願

4 電子入札システムに係る問い合わせについて

電子入札システムの登録・操作等についてのご不明点は、「電子入札総合ヘルプデスク」へお問い合わせ下さい。（Tel：0570-021-777）